

建築基準法施行令第百十四条第五項に規定する防火設備の構造に関する構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令第百十四条第五項に規定する防火設備の構造に関する構造方法を定める件</p> <p>平成十二年 月 日 建設省告示第 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号<sup>（一）</sup>以下「令」といふ。） 第百十四条第五項の規定により準用する令第百十二条第十五項の規定に基づき、 同項に規定する防火設備の構造に関する構造方法を、次のとおり定める。</p> <p>一 通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後四十五分間当該加熱面以外の面に火災を出さない防火設備の構造方法は、特定防火設備であるものとする。</p> <p>附 則 この告示は、平成十二年 月 日から施行する。</p>	